

エアロウムだより

社会保険労務士法人エアロウム

代表社員 鶴留 舞

【博多オフィス】

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-16-12-2F

TEL : 0 9 2 - 4 0 2 - 2 4 4 5

【飯塚オフィス】

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

2026 年 10 月号

最低賃金引上げに向けた支援策が公表されました

◆令和8年度の最低賃金改定額

今年度の最低賃金改定額の答申は、47 都道府県で 54 円～65 円の引上げとなりました（本年 10 月 1 日から 12 月 2 日までの間に順次発効）。全国加重平均は 1,177 円（昨年度 1,121 円）で、全国加重平均額 56 円の引上げは、過去 2 番目の高さです。

◆最低賃金引上げに関する国の支援

厚生労働省と経済産業省（中小企業庁）は、影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する支援を連携して実施しています。例えば経産省では、各種補助金について、補助上限の引上げや加算措置を実施しています。なお、助成金・補助金の組合せ利用も可能です（同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可）。

◆業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

◆キャリアアップ助成金

最低賃金改定に伴う賃金規定等の改定をし、非正規雇用労働者の基本給を 3% 以上賃上げする場合に、「賃金規定等改定コース」が利用できます。

◆賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件の下、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です（令和 9 年 3 月 31 日開始事業年度まで）。

◆デジタル化・AI 導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた AI を含む IT ツールの導入を支援します。

【参考】

中小企業庁「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>

厚生労働省「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

◆何のための特例措置？

療養、育児または介護（以下、「療養等」という）と仕事を両立するため、勤務日数を減らす等の就労調整により、社会保険料の標準報酬月額が2等級以上低下した場合に、翌月から標準報酬月額を改定できるようにする特例措置が、令和9年1月1日より創設されます。

通常の随時改定では、報酬減となった後も3カ月間、報酬減となる前の高い保険料を負担することとなります。そのため、報酬減が3カ月以上続くことが見込まれるとして事業主から届出があった場合に、より速やかに標準報酬月額を改定できるようにする措置の創設が要望されていました。

◆措置を利用するための手続きは？

事業主が、被保険者報酬月額変更届（特例改定用）に申立書兼同意書を添えて、日本年金機構の事務センター（または年金事務所）に提出します（組合管掌健保は、同時に健保組合にも提出）。

なお、特例措置による改定後も、定時決定は行う必要があるため、「被保険者標準報酬月額算定基礎届」の提出は必要となります。

◆措置を利用する場合に注意すべき点は？

特例措置により、標準報酬月額が減少するため、将来の年金給付が減少すること、傷病手当金および出産手当金に影響が生じることについて、対象者に十分説明の上、あらかじめ書面で同意を得ておく必要があります。

【参考】<https://www.mhlw.go.jp/content/001731743.pdf>

「療養、育児又は介護により報酬が急減した者についての健康保険法及び厚生年金保険法の標準報酬月額の保険者算定の特例について」（令和8年7月31日保保発0731第4号、年年発0731第1号、年管管発0731第7号）

「令和8年分 年末調整のしかた」が公表されました

国税庁より「令和8年分 年末調整のしかた」（全64ページ）が公表されました。「昨年と比べて変わった点」として挙げられている主な内容は、以下です。

◆昨年と比べて変わった点

（1）基礎控除の引上げ

合計所得金額に応じて基礎控除額を62万円～104万円に引上げ（改正前58万円～95万円）

（2）給与所得控除の最低保障額の引上げ

74万円（改正前65万円）

上記引上げに伴い、所得税法で定める令和8年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を改正

（3）基礎控除の引上げに伴う扶養親族等の所得要件の改正

- ・扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子（※）…62万円以下（改正前58万円以下）
- ・特定親族…62万円超123万円以下（改正前58万円超123万円以下）
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者…62万円超133万円以下（改正前58万円超133万円以下）
- ・勤労学生…89万円以下（改正前85万円以下）

※ひとり親の生計を一にする子については合計所得金額ではなく総所得金額等の合計額

（4）年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

新生命保険料の一般生命保険料控除の控除限度額…6万円（改正前4万円）

上記は令和8年12月1日に施行され、令和8年分の年末調整など、令和8年12月以後の源泉徴収事務から対応が必要です。なかでも扶養親族等の所得要件の改正は、これまで扶養控除等の対象外だった親族が、新たに対象となる場合があります。

国税庁が公表している関連資料（各種申告書の記載例、周知文例、Q&A等）も活用しながら、早めの準備を心掛けましょう。

【参考】令和8年分 年末調整のしかた（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm>

令和9年度から健康診断の項目が変わります

◆一般健康診断の項目が変更

令和9年4月1日から、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の項目が変更されます。

対象となるのは、①雇入れ時の健康診断、②定期健康診断、③特定業務従事者の健康診断、④海外派遣労働者の健康診断です。

主な改正内容は、職業生活の長期化や女性特有の健康課題への対応の重要性の高まりなどを受けて厚生労働省の検討会が昨年末に取りまとめた報告書を踏まえ、下記となっています。

◆血清クレアチニン検査を追加

最大の変更点は、血清クレアチニン検査が一般健康診断の項目に追加されることです。血清クレアチニンは腎機能を評価するための検査です。ただし、今回の改正では、医師が必要でないと認める場合には、厚生労働大臣が定める基準に基づいて省略することも可能とされています。

◆喀痰検査は廃止

一方、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断で義務付けられていた喀痰検査は廃止されます。したがって、健診機関との契約内容や健診項目の設定を見直す必要があります。

◆健診実務への影響にも注意

改正に伴い、健康診断結果報告書や健康診断個人票などの様式も変更され、血清クレアチニン検査が記載対象に加わり、喀痰検査は削除されます。また、肝機能検査については、酵素名が最新の国際勧告に示される名称に変更されます。

令和9年度の健康診断に向けて、健診機関への確認、社内の健診案内・費用の見直し、健康診断結果の管理システムや様式への対応を早めに進めておくといでしょう。

【参考】労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和8年4月28日基発0428第9号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00td0096&dataType=1&pageNo=1

令和8年10月からの保険料調整制度に関する詳細が明らかに

令和8年10月1日から、短時間労働者の社会保険料負担を事業主が支援する制度（保険料調整制度）が始まります。

本制度の対象事業所の事業主は、制度を利用した場合、被保険者の健康保険・厚生年金保険の保険料の一部を一時的に負担することにより、対象被保険者の保険料負担を、通算3年間軽減することができます。**肩代わりした保険料は一定期間経過後に還付されるため、事業主が最終的に納付する保険料は増えません。**また、被保険者が将来受け取る年金額にも影響はありません。

◆制度の対象となる事業所

令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所となった事業所が対象となり、令和8年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、対象外です。また、令和9年10月以降、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大により特定適用事業所となった事業所等も対象となります。

制度を利用する場合、事業主は申出期限内に日本年金機構へ保険料調整開始申出書を提出する必要があります。

なお、事業主からの申出でやめることはできず、制度の利用期間中は、標準報酬月額に応じて決まっている事業主の追加負担を必ず行う必要がある点に留意してください（途中で制度の利用が自動停止される場合があります）。

◆制度の対象となる被保険者

短時間労働者として健康保険・厚生年金保険に加入した被保険者のうち、標準報酬月額が12.6万円以下の方が対象です。

◆保険料の負担割合

被保険者の負担軽減の割合は、対象となる被保険者の標準報酬月額に応じて異なります。また、制度利用3年目は軽減割合が半減します。

【参考】保険料調整制度とは

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hokenryochosei/gaiyo.html>

10月の税務と労務の手続〔提出先・納付先〕

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕

11月2

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第3期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未満、7月～9月分＞〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険料の納付＜延納第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
〔公共職業安定所〕

九州へ来て下さい！

九州各県を対象とした旅行支援「九州ふっこう応援割」が、10月1日宿泊分から実施されるそうです。せっかくの機会ですので、ぜひ九州へ遊びに来て、旅行を楽しみながら復興も応援して下さい。沖縄は対象外

そして九州に住んでいる皆様は、ぜひ他県へ！！

私自身九州に住んでいるが、まだまだ行、たことのない場所がたくさんあります。対馬には行、たことがあります、壱岐には行、たことがない。奄美大島も未踏の地です。「九州はだいたい知っている」と思っていたが、どうやら九州は思ったより広いようです(笑)

観光地を巡るのもいいですが、グルメ旅も楽しそうですね。食べることは、目的地を決める理由としては十分すぎます。皆様のイチオシグルメも教えてください。いきなり団子(熊本)

博多ラーメン(福岡)



うどん(大分)



ロウ子の透明なカ(佐賀)



ちゃんぽん(長崎)



マンゴー(宮崎)



私の好きな
九州グルメ
鶴留



しろくま(鹿児島)

